

平成30年7月9日

静岡県伊豆の国市・秋田県横手市の歴史的風致維持向上計画を認定

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、静岡県伊豆の国市、秋田県横手市の歴史的風致維持向上計画について、7月11日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。当日は、牧野国土交通副大臣が、主務大臣連名の認定証を各市長に対して直接交付します。

（国土交通省記者クラブ、農林水産省記者クラブ同時配布）

本計画は、歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と人々の営みが一体となった「歴史的風致」の維持向上を図るためのもので、静岡県伊豆の国市は史跡韮山反射炉保存修理事業や江川文庫収蔵施設建設事業等を、秋田県横手市は横手市増田伝統的建造物群保存地区修理等事業や伝統行事の担い手育成に関する事業等を位置付けています。（詳細は別紙参照）

【認定式】

1. 日 時 平成30年7月11日（木）13：30～
2. 場 所 牧野国土交通副大臣室
 （千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）

※報道関係者に限り取材ができます。取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。認定式終了後、各市長へのぶら下がり取材が可能です。
※取材を御希望の方は、13:15 までに4階エレベーターホールにお集まりください。
※国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

＜担当＞ 文化庁文化財部伝統文化課
文化財保護調整室 室長補佐 中 田 尚 樹（内線 2865）
" 普及指導係長 柏 原 正 民（内線 2415）
電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-2415（直通）

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 30 年 7 月
文部科学省・農林水産省・国土交通省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等66市町の計画を認定しています。

このたび、静岡県伊豆の国市、秋田県横手市の歴史的風致維持向上計画を7月11日に認定し、認定都市数は68市町となります。なお、今回認定を受ける各市の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市のホームページに公開されます。

・文化庁 HP :

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/kojokeikaku.html

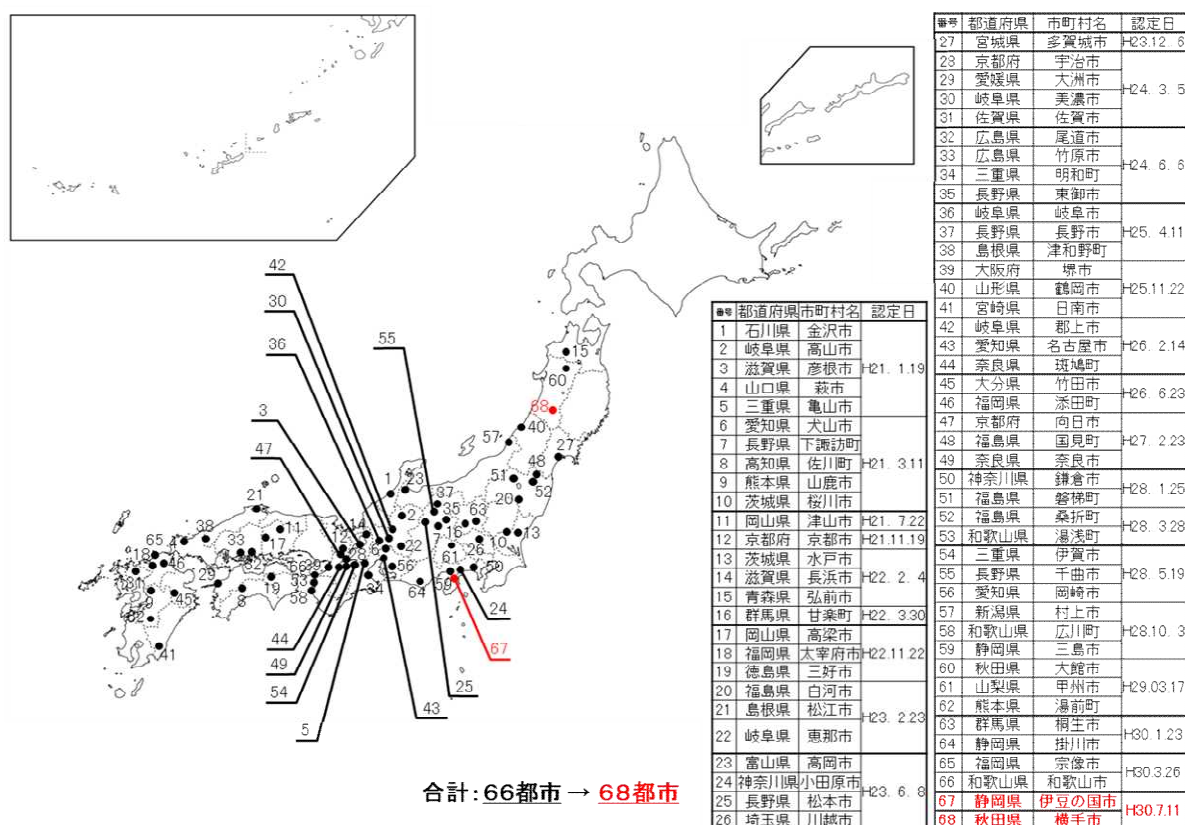


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各市の歴史的風致維持向上計画の概要

○伊豆の国市歴史的風致維持向上計画（静岡県伊豆の国市 認定申請日 H30. 6. 20）

国指定史跡「^{にらやまはんしゃろ}韮山反射炉」（世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産）や、国指定重要文化財「^{えがわけじゅうたく}江川家住宅」（江川邸）及びその周辺地域と、国の海防政策として^{えがわひでたつ}韮山反射炉の築造を主導した江川英龍の功績に関する伝承活動や、江川家の菩提寺である^{ほんりゅうじ}本立寺で行われる^{まんどうえ}万灯会等の仏教行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、^{にらやまはんしゃろ}韮山反射炉の保存修理や、江川家関係資料の収蔵施設の整備・活用のほか、^{にらやまはんしゃろ}韮山反射炉の普及啓発・広報活動を積極的に行っている市民組織等に対する運営支援等の事業が位置づけられています。



【韮山反射炉】

○横手市歴史的風致維持向上計画（秋田県横手市 認定申請日 H30. 6. 25）

重要伝統的建造物群保存地区「^{ますだ}横手市増田伝統的建造物群保存地区」や国指定重要文化財「^{はうしわけ}波宇志別神社神楽殿」及びその周辺地域と、歴史的な町並みで行われる^{がっさん}月山神社^{みこしとぎょ}神興渡御行事や横手城下で継承される送り盆行事やかまく



【横手市増田伝統的建造物群保存地区と月山神社神興渡御行事】

^{しもつきかぐら}ら行事、波宇志別神社における霜月神楽等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、伝統的建造物群保存地区や重要文化財の建造物等の修理事業のほか、歴史的風致映像の作成等による祭礼に関する情報発信や伝統行事の担い手育成に関する事業等が位置づけられています。

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）